

胆振地域林業担い手確保推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会議は、「胆振地域林業担い手確保推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、胆振地域における林業担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、それぞれの課題解決に向け、林業事業体、教育機関、関係行政機関等が一体となって担い手確保の取組を効果的に推進することを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は別表のとおりとする。また、協議内容に応じて必要と認められる関係機関、団体等も協力員とし、協議会に出席を求めることができる。

(組 織)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出されたものがあたる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

(協議事項)

第5条 協議会は、以下の内容を検討するほか、必要に応じて協議事項を決定する。

(1) 協議会の運営について

(2) 林業担い手の育成・確保に係る現状・課題について

(3) 協議会の取組内容について

(4) 北海道立北の森づくり専門学院への支援について

(5) その他林業担い手に関する事項について

(運 営)

第6条 協議会は会長が構成員等を招集し、主宰する。なお、会長が不在の場合は、副会長が協議会を主宰する。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、胆振総合振興局産業振興部林務課に事務局を設ける。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項がある場合は、協議会において別に定める。

附 則

この規約は令和元年5月28日より施行する。

附 則

この規約の改正は令和元年8月27日より施行する。

附 則

この規約の改正は令和3年1月26日より施行する。